

2022年2月2日

## 新型コロナウイルス感染症に関連する対応についてのQA

東京歯科保険医協会 経営管理部

### 【濃厚接触者の定義】

- Q1 新型コロナウイルスの感染が拡大しているが、濃厚接触者の定義は何か。
- A1 濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。一定の期間とは、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。
- ・陽性者と同居している人
  - ・陽性者と長時間接触した人
  - ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人
  - ・陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
  - ・マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人
- Q2 濃厚接触者に該当するかの判断は誰がするのか。
- A2 保健所が上記（A1）の基準を原則として、陽性者への聞き取りなどを通じ判断します。院内で陽性者または濃厚接触者が出た場合でも、管理者として判断するのではなく、保健所からの連絡をお待ちください。ただし、スタッフの健康状態は、より一層配慮しましょう。

### 【濃厚接触者を出勤させたい場合の検査】

- Q3 濃厚接触者であっても医療従事者は診療が可能と聞いたが、詳しく教えてほしい。
- A3 医療従事者は以下の要件をクリアし、所管の保健所が認めた場合は、自宅待機が免除されます。
- ①他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること
  - ②新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること
  - ③無症状であり、毎日業務前にPCR検査、または抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること
  - ④濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること

③の要件については、毎日業務前に病院に行き、検査を行い、陰性が確認されてから業務に従事することは現実的ではありません。よって、抗原定性検査キットを使用して陰性を確認したうえで業務することになるかと思います。主治医や保健所が判断し検査をする場合は、行政検査となり、検査費用は無料ですが、検査キットを自分の判断で使用して検査を行う場合は、自費検査となります。また、保健所が①の要件として認めない場合、医療従事者は **4日目、5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で、陰性が確認されると、陽性者との接触日から5日目より自宅待機が解除される**とされています。詳しくは厚生労働省事務連絡を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

なお、協会では1月28日に東京都に対し、抗原定性検査キットの確保及び、検査費用の補助を求めた要望書を提出しております。

※抗原定性検査キットは厚生労働省が薬事承認をしたものに限りです。

#### 【休診などについて】

- Q4 スタッフに陽性者や濃厚接触者が出た場合、陽性者や濃厚接触の患者さんを診察した場合、診療所は休診にしなければならないのか。
- A4 陽性者や濃厚接触者を除いたスタッフで、診療を継続しても問題ありません。現時点で、患者の発生を理由とした建物の閉鎖を保健所が指示することはありません。
- また、陽性者が出た場合には、診療所の消毒をする必要があります。手が触れる場所・飛沫が飛ぶ場所を中心にアルコール（60～95%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）などを含んだ布をはじめとする素材で拭き取ってください（消毒の対象は感染者の最後の使用から3日以内とし、3日が経過している場合は特別な消毒は不要）。
- 診療を行う場合は、風評被害などが起きないように、患者から質問があった場合の対応の仕方ほか、事前に準備をしておくことをおすすめします。

#### 【感染した方を休業させる場合】

- Q5 従業員が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきか。
- A5 新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により従業員が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

### 【感染が疑われる方を休業させる場合】

- Q6 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要か。
- A6 感染の疑いや濃厚接触者に関しては「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

### 【発熱などがある方の自主休業】

- Q7 従業員が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要か。
- A7 新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため従業員が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様の取り扱いとなります。一方で発熱などの症状があることをもって、一律に従業員を休ませる措置をとるなど、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

### 【事業の休止に伴う休業】

- Q8 新型コロナウイルス感染症によって、歯科医院の休業を余儀なくされた場合は休業手当の支払いは必要か。
- A8 歯科医院の休業を余儀なくされた場合において、従業員を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切です。また、労働基準法第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないとされています。休業手当の支払いについて、不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。